

健 発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 178 号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち、死亡者の救済給付に係る請求書について、死亡者の個人番号の記載を求めないこととする。

第二 施行期日

公布の日（令和 2 年 10 月 30 日）